

定例監査の結果

1 監査の期間

令和6年3月4日から令和6年3月22日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

総合政策部 秘書政策課及び情報政策課

(2) 対象期間

令和5年4月1日から令和6年3月22日まで

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問等による審査を実施した。

4 西尾市個人情報の安全管理のための措置に関する取扱要綱第43条に基づく報告 保有個人情報の管理について、不適切な事例が認められた。

5 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 秘書政策課

ア 支出事務について、資金前渡金を資金前渡員の指定を受けていない者が扱っているものがあった。

【予算決算会計規則第54条】

イ 文書取扱事務について、決裁区分に誤りがあった。

【決裁規程別表第1】

ウ 個人情報の管理について、保管の必要のないマイナンバーカードの写しが保管されているものがあった。

【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第20条】

(2) 情報政策課

ア 契約事務について、検査職員の任命を完了届の提出前に行っているものが散見された。

【「物品・役務」の契約事務の手引き】